

令和 6 年度
学校法人 光和学園 信州スポーツ医療福祉専門学校
自己点検評価報告書

1. 自己点検評価の取組みについて

令和 6 年度の自己点検評価については、自己点検評価検討委員会において、次のように行うこととした。

- 1 「学校法人・専門学校の運営に関する自己点検評価」は、学校法人として、また、職業実践専門課程認定校として相応しい学習環境を整え、授業を実践しているか把握するとともに、必要な改善等を要する事項を明確にし、今後の運営に役立たせる資料とする。
- 2 学校関係者評価委員会の評価結果等を評価に反映して、質の向上に資することとする。
- 3 学生を対象に受講科目ごとの「授業アンケート」を行い、「わかる授業・役立つ授業」を行うための資料とする。アンケート結果を担当教員に開示し、今後の授業展開の参考資料とする。
- 4 各教員が担当する科目ごとに「授業内容・学生指導の自己点検評価」を行い、自己の教育活動等について、改善・改革を要する事項はどのようなものがあるかを明確にし、より良い学校運営に繋げる資料とする。
- 5 自己点検評価報告書は次のように取組み、その結果を自己点検評価検討委員会において協議して取りまとめる。
 - (1) 「学校法人・専門学校の運営に関する自己点検評価」は、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構が代表機関として、平成 27 年度文部科学省から受託した「柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築及び職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進事業」で構築した第三者評価基準に沿った評価項目に基づき、教職員から示された意見・感想等について見解を整理し、学科ごとに検討し自己点検評価検討委員会でまとめる。
 - (2) 「授業アンケート」は、アンケートの結果を授業科目ごとにまとめ、担当教員に周知し、所見を求める。その所見を学科ごとに整理してまとめる。

学校関係者評価委員会でのご意見を踏まえ、取組や改善策における実施状況を 3 段階の区分で評価を行った。

(改善策実施済…A、改善策実施中…B、改善策要検討…C)

基準 1 教育理念・目的・育成人材像等

1-1 理念・目的・育成人材像

- | |
|---|
| 1-1-① 理念・目的・育成人材像は定められているか。 |
| 1-1-② 育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか。 |
| 1-1-③ 社会のニーズ等をふまえた将来構想を抱いているか。 |

本学の教育理念・目的・育成人材像は、学則で教育基本法に則り、「学校教育法」「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」「柔道整復師法」及び「社会福祉士及び介護福祉士法」に従い、医療技術者・介護技術者及びスポーツトレーナーとして必要な知識・技術・技能及び態度を修得させ、健康な心身と豊かな人間性を養い、医療・保健・福祉及びスポーツの充実発展に貢献し得る有能なはり師、きゆう師、柔道整復師及び介護福祉士を養成することを目的とする。

また、本校での学びをとおして「誠に生きる。物事に明るい。そして、この二つの徳を実行できる精神的・肉体的健やかさを身に付けて欲しい。」と考え、「誠・明・健」を建学の精神に位置づけている。

本学のはりきゆう学科、柔道整復学科及び介護福祉学科の各学科は、職業に必要な実践的かつ専門的能力を育成するための「職業実践専門課程」に平成26年3月31日に文部科学大臣から認定を受け、関係業団体と連携し、より実践的な職業教育と質の向上を図っている。

優れた専門技能等をもって新たな価値を創造することができる専門職業人材の育成が急務とされている中であって、最適な学校運営の検討を進める。

(実施状況)

1-1-① 理念・目的・育成人材像は定められているか。	A
1-1-② 育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか。	
1-1-③ 社会のニーズ等をふまえた将来構想を抱いているか。	

基準 2 学校運営

2-1 運営方針・事業計画

- | |
|------------------------------------|
| 2-1-① 理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか。 |
|------------------------------------|

平成27年1月28日「信州医療福祉専門学校（現信州スポーツ医療福祉専門学校）基本方針」を制定し、学校運営方針、教育方針、目標を明確にしている。年度初めの全体教職員会を通じて、その年度の「事業計画」「各学科における新年度の取組み」について情報の共有を図り、その達成に努めている。

2-2 運営組織

- | |
|--------------------------|
| 2-2-① 学校運営組織を適切に整備しているか。 |
|--------------------------|

組織規程に基づき理事長の補佐、学校長、教務組織、事務組織及び広報組織に分掌し、それぞれの所掌事務及び構成員について、必要に応じて見直しを行い、現状に則した組織の整備に努めている。

理事会・評議員会は私立学校法に基づき学園の寄附行為で役割を明示するとともに、理事会・評議員会は年2回以上開催し、事業計画・予算など重要案件について審議している。なお、令和7年度私立学校法改正に伴い、再編し申請している。

2-2-② 人事・給与に関する制度を整備しているか。

学園規程（寄附行為、就業規則、給与規程などの諸規程）は整備している。なお、就業規則、給与規程等の大幅な見直しを平成28年度に専門家の指導を受けて実施した。

2-3 特色ある取組み

2-3-① 学校運営について特色ある取組みを行っているか。

- ア はりきゅう学科・柔道整復学科を併設し、両方の学科を並行して学べる「ダブルスクール制度」を設けていたが、平成31年度入学生から学校養成施設指定規則等の一部改正により取得単位やカリキュラムの増に対応するため、ダブルスクールの募集を停止し、内部進学優遇措置を制定した。
- イ はりきゅう学科・柔道整復学科・介護福祉学科・スポーツトレーナー学科の複数学科を擁していることから、多様な学生間交流や専門性の交流が得られる。
- ウ 有資格者支援制度を整備して既国家資格取得者に対する入学金減免をしている。
- エ はりきゅう学科・柔道整復学科・介護福祉学科の各学科は、職業に必要な実践的かつ専門的能力を育成するための「職業実践専門課程」に平成26年3月31日に文部科学大臣から認定を受け、関係業界団体と連携し、より実践的な職業教育と質の向上を図っている。
- オ はりきゅう学科・介護福祉学科は、平成26年度から新たに実施されることとなった「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の指定講座として平成26年8月18日に指定（令和5年9月30日再指定）を受けている。柔道整復学科は平成31年1月31日に指定（令和4年2月7日再指定）を受けていたが、指定基準に満たなかったことにより、令和7年4月からの再指定が不認定となった。令和8年度4月からの指定を受けるため、指定基準を満たすことができるよう学科運営を進めている。
- カ 介護福祉学科は、介護予防運動指導員、初級パラスポーツ指導員、救急法救急員の資格取得をし、スポーツトレーナー学科は、救急法救急員の資格取得講座を設けている。はりきゅう学科と柔道整復学科においては、救急法基礎講習と救急員養成講習を受講している。
- キ 複雑多様化している学校業務に適切かつ効率的に対応するため、従来の縦割組織運営に加え、組織横断の委員会を設置して柔軟に対応していく。
- ク 新たに幅広い知識の取得を目指し、スポーツを中核に据え、スポーツと医療・介護と組み合わせたコース（スポーツコース）を選択コースとして実施している。
- ケ スポーツトレーナー学科は、4年制大学への編入学時に単位互換率を上げられる授業編成を行っている。

（実施状況）

2-1-① 理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか。	A
2-2-① 学校運営組織を適切に整備しているか。	
2-2-② 人事・給与に関する制度を整備しているか。	
2-3-① 学校運営について特色ある取組みを行っているか。	B

基準3 教育活動

3-1 目標の設定

3-1-① 理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか。

平成27年1月28日に制定した「信州医療福祉専門学校基本方針（現信州スポーツ医療福祉専門学校基本方針）」で編成方針、運営方針を明確にしている。また、月2回以上の学科長会議で現状の確認と共有をし、教育目標、行動目標、業務目標を示し、推進している。

3-1-② 修業年限2～3年で国家試験を合格できるように目標設定されているか。

本校は、国家資格取得や各種資格取得のための養成施設であることから、資格ごとに履修すべき基準が定められ、基準に従って教育課程を定めている。はりきゅう学科・柔道整復学科は、修業年限を3年とし、基礎分野・専門基礎分野・専門分野を必須科目として授業を実施している。

介護福祉学科は、修業年限を2年とし、人間と社会、介護、心と体のしくみ及び医療的ケアを必須科目として授業を実施している。更に、介護福祉士養成の施設実習として施設・事業所の協力を得て、1年次、2年次を通して480時間の現場実習を実施している。

なお、平成30年4月1日開設のスポーツトレーナー学科は、修学年数を2年とし、授業科目は基礎分野、専門基礎分野、特別教育分野及び専門分野とし、資格取得毎に選択科目を設けている。

3-1-③ 業界等の人材ニーズに対応した特色ある取組みを行っているか。

柔道整復学科では臨床実習指導者講習会を開催し、指導者の育成や指導者会議を通じ業界の動向、ニーズを積極的に収集し、授業実習にいち早く反映させるよう担当教員との調整の機会を随時設けている。また、はりきゅう学科では鍼灸師会や企業が主催する「講習会やセミナー」への参加を呼びかけている。

介護福祉学科では、介護施設等で即戦力となる知識や技術を身に着けるため、1、2年次を通して480時間の現場実習を実施している。

スポーツトレーナー学科では、業界研修として企業や団体での研修を実施している。

3-2 教育方法・評価等

3-2-① 国家試験受験、各種資格試験に必要な教育課程を編成しているか。

はり師、きゅう師、柔道整復師、介護福祉士の養成施設として必要な科目を履修している。

専門分野の科目ごとの教科書は、養成施設認定（指定）規則に定められた基準により、学校協会が編集した教科書を用いているので、教育課程の編成に沿っている。はりきゅう学科・柔道整復学科においては、基礎分野、専門基礎分野を原則1・2年生に履修させ、2・3年で専門分野へと移行するカリキュラム編成をし、専門教育科目では、国家試験科目に準拠した科目を開設し、それぞれには、その分野の専門家が担当している。また、介護福祉学科においては、国家試験に対応した科目編成としている。

なお、スポーツトレーナー学科においても、NSCA-CPT等の資格を含め、各種資格取得に向けカリキュラム編成を行っている。

また、はりきゅう学科、柔道整復学科における基礎分野では、生物学、国語（1年）、研究法概論（2年）を共通科目とし、はりきゅう学科においては、専門基礎分野では医療概論（3年）、解剖学（1～2年）、生理学（1～2年）、病理学概論（2年）、公衆衛生学（3年）、臨床医学総論（2年）、臨床医学各論（2～3年）、リハビリテーション医学（3年）、関係法規（1年）を、専門分野では東洋医学概論（1～2年）、経絡経穴概論（1～2年）、東洋医学臨床論（3年）、鍼灸治効理論（3年）、はりきゅう実習1・2（1年）を編成し、実施している。柔道整復学科の国家試験科目におけるカリキュラム編成は、専門基礎分野では解剖学（1・3年）、生理学（1～3年）、運動学（3年）、病理学（2年）、衛生学・公衆衛生学（2年）、一般臨床医学（2～3年）、外科学（2年）、整形外科（3年）、リハビリテーション医学（2年）、関係法規（1年）を、専門分野では基礎柔道整復学（1～3年）、臨床柔道整復学（1～3年）としている。

3-2-② 教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか。

教育課程編成要領の全面改正を行い、平成30年11月から業界団体からの委員を各学科2名とし、合計6名の外部委員と学内委員による教育課程編成委員会を設置している。

なお、業界団体委員の欠席者を出さないため、一堂に会して開催する方式から学科毎に開催

する方式に改めた。令和元年度からはその年度の各学科別取組方針、カリキュラム編成方針についての進捗状況を報告し、委員からの意見を受け、その意見への対応状況と教育目標及びカリキュラムの特徴について審議をする会議を年2回実施することとしている。

3-2-③ キャリア教育を実施しているか。

職業人になるという自覚を涵養し、学んだ専門知識や技術を実際の職場で生かすためのコミュニケーションや問題解決などの能力を育成するため、人間関係論やコミュニケーション技術の教科が組まれている。

また、職業実践専門課程の認定校として、より実践的な職業教育の一層の充実が求められることから、それぞれが関係する業界団体との連携を深めていくこととしている。(各団体との懇談会や研修会・研究会等の開催など)

今後は、実効性の検証のため、卒業生に係る調査、就職先へのヒアリングなどを行うこととする。

3-2-④ 社会的責任を果たすうえで、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか。

はりきゅう学科、柔道整復学科の卒業生数名は、本学が設置している付属臨床実習施設で3年間を卒後臨床実習として業務にあたる者もいる。また、各分野における知識の習得、技術・技能の向上や情報の交換を図るためのシステムを構築し、リカレント教育の拡充を検討している。

スポーツトレーナー学科では、資格継続のために必要な単位付与のための講習会を行っている。

3-2-⑤ 授業評価を実施しているか。

学生による「授業アンケート」を毎年度実施し、その結果を各教員にフィードバックし、アンケート結果の所見を求めている。このアンケートから得られる情報により、授業内容、教授法等の確立・見直しを図ることとしている。令和6年度にアンケート内容の見直しを図り、より授業に即したアンケート項目へと変更を行った。

また、各教員が担当する科目ごとに「授業内容・学生指導の自己点検評価」を行い、自己の教育活動について改善、改革を要する事項はどのようなものがあるかを明確にし、より良い学校運営に繋げる資料とする。

なお、調査により出された意見等を的確に把握し反映させるため、自己点検評価検討委員会、学科長会議において審議、改善に努めることとしている。

3-2-⑥ 教育方法について、特色ある取組みを行っているか。

介護福祉学科においては、介護予防運動指導員、初級パラスポーツ指導員及び救急法救急員を、スポーツトレーナー学科においても救急法救急員の資格取得講座を設けている。

柔道整復学科においては、令和5年度より松本歯科大学にて解剖標本見学を実施している。

はりきゅう学科においては、各自の学びを深める選択コース（中医学、日本古典鍼灸、スポーツ鍼灸、美容鍼灸）を設けている。また、一般の方を学用患者としてより実践的な臨床実習を行っている。

はりきゅう学科・柔道整復学科においては、より実践的な教育を行うため、人骨標本は実物の人骨を教材に使用している。

3-3 成績評価・単位認定等

3-3-① 成績評価・修了認定基準を明確化して適切に運用しているか。

成績の評価は学則第12条に定めているように、学期末と学年末の試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行い、授業科目の成績評価はS(90点以上)、A(80点以上)、B(70点以上)、C(60点以上)を合格とし、D(60点未満)を不合格としている。また、卒業認定に当たっては、学則第14条に、出席授業時間数、成績評価、授業態度等を考慮して行うように定められ、卒業見込み判定試験・認定実技審査の結果を卒業判定に加えている。この旨は、学則に明記し学生に周知している。

なお、平成31年度から成績評価にGPA評価制度を導入している。

3-3-② 学習成果発表会等で達成度を把握しているか。

各学科において学習の成果を確認する場を設けている。はりきゅう学科は、学用患者に対し実際に施術を行い、これまでに学習した知識や技術が修得されているかの把握をしている。柔道整復学科では、3年次に地域の接骨院、整形外科病院等と連携し臨床実習を行い、3年間学んだことの成果を確認する場となっている。はりきゅう学科と柔道整復学科では、2年次に研究法で学科内発表を行っている。介護福祉学科は、年度末に1、2年合同で介護実習での取り組みや学びについての成果を発表している。スポーツトレーナー学科は、年度末に1年生は進級制作、2年生は卒業制作として各自興味を持った分野を探究するために調査を行っている。

3-4 免許・資格取得の指導体制

3-4-① 国家試験及び認定実技審査等のための指導体制はあるか。

各学科長主導の基に全教員において対応している。なお、介護福祉士、はり師、きゅう師及び柔道整復師の国家試験対策としてそれぞれ関係の業者や公益社団法人東洋療法学校協会による国家試験対策模擬試験を行っている。

3-4-② その他の資格取得について特色ある取り組みを行っているか。

はりきゅう学科、柔道整復学科の1年生は救急法基礎講習を、2年生は救急員養成講習を実施している。介護福祉学科は2年生で介護予防運動指導員、初級パラスポーツ指導員、救急法救急員資格取得講座を実施している。スポーツトレーナー学科は救急法救急員の資格取得講座を設けている。また、柔道整復学科の2年生はスポーツ医学検定を受検している。

3-5 教員・教員組織

3-5-① 資格・要件を備えた教員を確保しているか。

3-5-② 企業等と連携し、教員の資質向上への取り組みを行っているか。

教員資格、専任教員の人員は「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則」、「柔道整復師学校養成施設指定規則」及び「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」に定める基準に沿うよう、各学科とも専任教員を配置している。不足している学科は募集をかけて増員に努めている。(はりきゅう学科5人、柔道整復学科7人、介護福祉学科3人、スポーツトレーナー学科1人)

養成施設の専任教員として、専門(基礎)分野を担当する者は、医師、医学博士、柔道整復師、はり師、きゅう師、介護福祉士、保健師等の資格を有するものと定められていることから、教員の有する専門性と授業内容との相関性は高くなっている。そうしたことから、担当教科に関連する学会、学校協会等が主催する教員研修会に参加し、専門性の向上に努めている。

3-5-③ 教員組織について特色ある取組みを行っているか。

学校長、各学科長、部課長による学科長会議を定期開催(月2回以上)し、教職員間の連携、理解を深めている。また、教育の資質向上と学校運営の円滑化を目的に年に1度全体教職員会議を開催した。

(実施状況)

3-1-①理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか。	A
3-1-②修業年限2～3年で国家試験を合格できるように目標設定されているか。	
3-1-③業界等の人材ニーズに対応した特色ある取組みを行っているか。	
3-2-①国家試験受験、各種資格試験に必要な教育課程を編成しているか。	
3-2-②教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか。	
3-2-③キャリア教育を実施しているか。	
3-2-④社会的責任を果たすうえで、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか。	
3-2-⑤授業評価を実施しているか。	
3-2-⑥教育方法について、特色ある取組みを行っているか。	
3-3-①成績評価・修了認定基準を明確化して適切に運用しているか。	
3-3-②学習成果発表会等で達成度を把握しているか。	
3-4-①国家試験及び認定実技審査等のための指導体制はあるか。	
3-4-②その他の資格取得について特色ある取組みを行っているか。	
3-5-①資格・要件を備えた教員を確保しているか。	B
3-5-②企業等と連携し、教員の資質向上への取組みを行っているか。	A
3-5-③教員組織について特色ある取組みを行っているか。	

基準4 学修成果

4-1 免許・資格の取得率

4-1-① 免許・資格取得率の向上が図られているか。

国家試験対策の強化や個別指導を行い、国家試験合格率の向上に努めている。介護福祉学科は、介護予防運動指導員や初級パラスポーツ指導員の資格取得講座を行っている。柔道整復学科は、スポーツ医学検定の受検を行っている。

また、全学科において、救急法救急員の資格取得講座を設け、それらの資格取得のため、教員による適切な知識や技術の教授と外部講師による講義や実技を行っている。

4-1-② 認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか。

令和6年度における、柔道整復認定実技審査は、全員受験し全員合格となった。

4-1-③ 各国家試験の合格率は高い水準にあるか。

令和5年度卒業生の国家試験合格者の状況は次のとおりである。

はり師	16名受験	12名合格	(合格率 75.0%)	前年度 81.5%
きゅう師	16名受験	12名合格	(合格率 75.0%)	前年度 85.2%
柔道整復師	40名受験	25名合格	(合格率 62.5%)	前年度 94.1%
介護福祉士	13名受験	12名合格	(合格率 92.3%)	前年度 100.0%

国家試験結果から学科ごとに分析し、次年度への対策としている。

なお、不合格者に対しては、不合格となった原因を検証し、特別授業の実施や学力判定

試験等の受験を認めるなどのフォローを行っている。

4-2 就職率

4-2-① 就職率の向上が図られているか。

本学がはり師、きゅう師、柔道整復師、介護福祉士の養成施設であることから、これらの資格を取得し、その取得資格を活かせる職業への就職が第一目標である。

学生の就職希望・活動状況をクラス担任・学科長・就職支援担当などにより情報を共有し、連携して相談・支援・指導などの就職支援を行っている。

なお、平成24年度から本学主催の「合同就職説明会」を開催している。この説明会には、はりきゅう学科、柔道整復学科及びスポーツトレーナー学科の学生が参加し、県内外の参加企業の担当者からガイダンスを受けている。

また、介護福祉学科においても、県社会福祉協議会主催の就職説明会に積極的に参加するとともに、ハローワークとの連携も図っている。

4-2-② 就職の実績は高い水準にあるか。

各学科の就職を希望する学生のほぼ全員が就職確定している。

主な就職先として、はりきゅう学科及び柔道整復学科の卒業生は、接骨院・鍼灸院が全体の67.7%となっている。また、介護福祉学科の卒業生は、介護福祉施設への就職が全体の92.9%となっている。

スポーツトレーナー学科の就職を希望する卒業生の就職率は、100%となっている。

4-3 卒業生社会的評価

4-3-① 社会的評価を受けた卒業生の活動実績があるか。

はりきゅう学科、柔道整復学科の卒業生においては、プロスポーツチームや地域のスポーツ団体のトレーナーとして選手のサポートをしている者や、鍼灸院、接骨院を開業し地域住民の健康維持に貢献している者など様々な場所で活躍している。また、介護福祉学科の卒業生においても、介護施設等の現場で活躍している。スポーツトレーナー学科の卒業生においては、スポーツジム等の現場や社会福祉活動において活躍している。

4-4 特色ある取組み

4-4-① 学修成果の把握について特色ある取組みを行っているか。

はりきゅう学科では、3年次の臨床実習における学用患者に対しての施術を通して、それまでに獲得した知識や技術が「使える業」になっているかの把握に努めている。柔道整復学科では、3年次に地域の接骨院、整形外科病院等と連携し臨床実習を行っている。学校で学んだことが実際の現場ではどのように活用されているかを学べる場となっている。介護福祉学科では、介護実習での学修評価の一環として、年度末に1、2年合同で事例研究発表及び実習での学びについての発表会を実施している。その中で、質疑応答も活発に行われ、2年生からの教育的指導も図られる場となっている。スポーツトレーナー学科では、専門的な知識や技術を高める取り組みとして、年度末に1年生は進級制作、2年生は卒業制作を行い、各自興味を持った分野を探究するために調査を行っている。また、卒業後における現場即戦力向上を目的とした取り組みとして、学生の出身中学校・高校・クラブチームでのスクールトレーナー実習や関係業界団体と連携し、業界研修を行っている。

(実施状況)

4-1-①免許・資格取得率の向上が図られているか。	A
4-1-②認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか。	
4-1-③各国家試験の合格率は高い水準にあるか。	B
4-2-①就職率の向上が図られているか。	A
4-2-②就職の実績は高い水準にあるか。	
4-3-①社会的評価を受けた卒業生の活動実績があるか。	
4-4-①学修成果の把握について特色ある取組みを行っているか。	

基準5 学生支援

5-1 学生生活

5-1-① 学生の経済面に対する支援体制を整備しているか。

家庭の経済事情により学業の継続が困難となった学生に対する支援として「授業料等減免規程」を設けている。また、学納金を期日までに納入できない旨の申し出があったときは延納又は分割納入を認めている。

また、日本学生支援機構の奨学金制度を取り扱っており、高等教育の修学支援制度の対象校として認可を受け、給付型奨学生に対する減免も実施している。

5-1-② 学生の健康管理を行う体制を整備しているか。

年1回、全学生を対象に定期健康診断を実施している。

コロナウィルスの検査キットを常備、流行期にはインフルエンザの検査キットも用意し、感染拡大を防止することに努めている。また、感染拡大が予想される場合は、健康チェックシートを用い体調管理を行っている。体調不良を起こしやすい学生には日常的に声をかけて健康が維持されるよう努めている。

5-1-③ 学生寮の設置など生活環境支援体制を整備しているか。

現在、遠方から来ている学生のうち一人暮らしが約51名いるが、協力会社によりアパートなどを斡旋している。一人暮らしに関する相談は各クラス担任が日常的に行うように留意している。

5-1-④ 課外活動に対する支援体制を整備しているか。

学生生活の充実、学校選択の要件になっているため、学友会（学生会）や部活動など課外活動に関する学生の要望を把握し、快適で充実した学生生活を送れるように助言・指導を行っている。学友会においては、学友会組織を明確にし、各役割において学友会が主導となって行う総会、体育祭、文化祭などを実施している。部活動においては、バレーボール部・サッカー部・野球部・柔道部・バトミントン部・トレーナー部など活発に活動している。いずれも、教職員によってサポートをしている。

5-1-⑤ 国における高等教育の修学支援新制度に対応しているか。

高等教育の修学支援新制度について、機関要件とされている「実務経験のある教員の配置」や「厳格な成績管理の実施・公表」、「情報公開」等の要件整備を進め、確実に確認・公表を受けられるよう積極的に取り組んでいる。

5-2 学生相談

5-2-① 学生相談に対する相談体制を整備しているか。

学生相談は次により対応している。

ア 相談の内容が退学等の場合は、退学等の事情・経緯を正確に把握し、生活支援が必要であるときは事前に事務局で相談を受け、可能な支援案を提示している。

イ 学力不振であるときは入学時から相談時点までの履修科目の成績と出席状況を把握し、成績のよくない科目について担当教員から当該学生の学習の取組み状況を把握し、学習意欲を向上させるよう指導している。

ウ 卒後の就職に関しては、掲示している求人票を確認させ、関心・興味の持てる求人票をもとに就職活動をするように助言する。本学で取得できる国家資格関係の職業以外に就くことを望むときはハローワークで就職活動をするように助言する。なお、平成28年度からキャリア担当を配置し、学生の就職相談に対応している。

エ 平成28年度から「学生相談室設置要領」を設け、教職員が個別で話を聞き取り、場合により心理相談員（カウンセラー）を依頼し、学生からの相談に対応できるように体制を整えた。

5-3 中途退学者への対応

5-3-① 退学率の低減が図られているか。

5-3-② 退学率は低い水準にあるか。

学生が退学にいたる理由としては、経済的困難・進路変更・生活習慣・成績不振等々であるが、入学者全員を卒業させるべく努力し、退学率の低減に努めている。学生の諸状況を早期に把握するため、心身チェックシートを入学前に提出することをお願いしている。これに対し、担任を中心とした対応や学生相談等の相談体制を整え、退学予防に取り組んでいる。

このため、学生に対する面談を最低年2回は実施している。特に、定期試験の合格点に届かない科目がある学生、欠席数の多い学生や過去に悩みとか生活支援等の相談があった学生に対しては、面談のその後の様子を把握するために随時面談し、具体的な指導を適切に行っている。また、面談の内容を記録し、今後の指導に役立たせることにしている。学力不足の学生には、補講・補習を行っている。今後、「入学者全員の卒業」「国家試験全員合格」のためのシステム化と教員個々の指導力の強化が課題である。

5-4 保護者との連携

5-4-① 保護者との連携体制を整備しているか。

学生の状況把握のために学生との個人面談を行っている。また、生活指導面等で役立たせる上から、保護者と適切に連携し、情報交換することとしている。なお、個別に問題のある学生に対しては、随時三者（教職員、学生、保護者）面談を行っている。

5-5 卒業生・社会人

5-5-① 卒業生への支援体制を整備しているか。

本校卒業生により「校友会」を組織し活動を行っていたが令和5年度より学校が主体となって幅広く卒業生への連絡・支援を行う体制に変更した。

5-5-② 産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか。

5-5-③ 社会のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか。

本学においては以下の講座等を実施して地域社会との結びつけを図っている。

ア 長野市専修学校各種専門学校協会が主催する「いきいき生涯学習」に参加し、本校施術院の技術職員が「自宅でもできる体操講座」「ツボを使ったセルフケア」などの講座を企画し実施している。

- イ 地元自治区の高齢者を対象とした健康に対する取組みに対し、講師を派遣して健康講座を行っている。
- ウ 長野県内に在住する NSCA-CPT、健康運動実践指導者の認定者に対し資格継続を目的とした講習会を開催している。

5-6-① 学生支援について特色ある取組みを行っているか。

専門分野が関連する業界や職種の内容を理解させ、また可能な限り実際の現場に触れさせる実学教育を実施している。

専門家によるテーピングやコンディショニング等について、本来の資格に加え、プラスアルファの知識を身に付けるため特別授業を実施している。

(実施状況)

5-1-①学生の経済面に対する支援体制を整備しているか。	A
5-1-②学生の健康管理を行う体制を整備しているか。	
5-1-③学生寮の設置など生活環境支援体制を整備しているか。	
5-1-④課外活動に対する支援体制を整備しているか。	
5-1-⑤国における高等教育の修学支援新制度に対応しているか。	
5-2-①学生相談に対する相談体制を整備しているか。	
5-3-①退学率の低減が図られているか。	
5-3-②退学率は低い水準にあるか。	
5-4-①保護者との連携体制を整備しているか。	
5-5-①卒業生への支援体制を整備しているか。	
5-5-②産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか。	
5-5-③社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか。	
5-6-①学生支援について特色ある取組みを行っているか。	

基準6 教育環境

6-1 施設・設備等

6-1-① 施設・設備は専修学校設置基準及び各養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか。

施設・設備は専修学校設置基準及び養成施設認定（指定）規則に定められた基準を満たしている。

今後、施設・設備の更新に関する計画を立て、更新計画に基づき適切な時期に更新していくこととしている。

6-2 実習・演習・インターンシップ等

6-2-① 企業と連携して、実習・演習・インターンシップ等の実施体制を整備しているか。

ア 柔道整復学科は、地域の接骨院や病院等に協力していただき臨床実習を行っている。

イ 介護福祉学科は、介護施設において480時間を越える現場実習を行っている。

ウ スポーツトレーナー学科は、長期休みを利用し出身中学校・高校・クラブチームの部活動等への支援や業界研修を実施している。

6-3 防災・安全管理

6-3-① 防災に関する組織体制を整備し、適切に運用しているか。

6-3-② 学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか。

毎年、学生・教職員を対象に防災・避難訓練を行っている。また、専門機関による定期的な設備点検を実施している。

災害時等様々な緊急事態に対応するため「危機管理マニュアル」により、役割分担、連携体制を明確にし、学校内における安全管理体制を整備している。

なお、耐震性の強化のため、平成28年度は2号館校舎外壁耐震補修工事を実施した。

6-4 特色ある取り組み

6-4-① 教育環境の整備について特色ある取り組みを行っているか。

ア 学習教材に実物の人骨標本（21体）を使用し、より実践的な授業を実施している。

イ 学校外での合宿を行い、仲間や教員との親睦を深めている。

（実施状況）

6-1-①施設・設備は専修学校設置基準及び各養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか。	A
6-2-①企業と連携して、実習・演習・インターンシップ等の実施体制を整備しているか。	
6-3-①防災に関する組織体制を整備し、適切に運用しているか。	
6-3-②学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか。	
6-4-①教育環境の整備について特色ある取り組みを行っているか。	

基準7 学生の募集と受入れ

7-1 学生募集活動

7-1-① 学生募集を適切かつ効果的に行っているか。

パンフレットを作成し、本校の特色、各学科の紹介、部活動紹介、教員紹介、施設・学校行事紹介を写真やイラストを中心に分かり易く掲載し、活用している。

ホームページへの掲載や学校案内・学生募集要項を高校等へ送付すると共に、学校説明会・オープンキャンパス、業者主催の進学ガイダンス、高校訪問等を実施している。

また、メディアなどの広報媒体やSNSを積極的に活用して、情報提供などPR活動に努めている。

7-2 入学選考

7-2-① 入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。

7-2-② 入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に運用しているか。

募集要項に記載している選考基準により、試験・審査を実施している。

書類審査（志望理由書・推薦書・高校調査書）、小論文、面接により合否判定をしている。

「一般入試」は書類審査（高校調査書）、小論文、筆記試験（現代国語）、面接により合否判定をしている。

「特待生選考入試」は、医療系・福祉系の国家資格取得者及び受験年度に高校卒業見込みの者又は高校卒業後1年以内の者で高校の学業成績の評定平均値が、はりきゅう学科、柔道整復学科4.0以上、介護福祉学科3.8以上、スポーツトレーナー学科3.5以上の者を対象とし、書類審査（志望理由書・推薦書・高校調査書）、小論文、筆記試験（国語総合（現代

国語))、面接により可否判定をしている。

なお、入学選考に関する実績の把握と分析により、授業改善や授業運営を行うこととしている。

7-3 学納金

7-3-① 経営内容に対応し、学納金を算定しているか。

7-3-② 入学辞退者に対し、授業料等について適切な取扱いを行っているか。

入学検定料（2万円）、入学金（はりきゅう40万円、柔整50万円、介護20万円、スポーツ20万円）、授業料（はりきゅう・柔整90万円、介護65万円、スポーツ60万円）、施設整備費（20万円）、実習費（はりきゅう・柔整・スポーツ20万円、介護5万円）は、社会情勢、教育内容等から妥当な水準である。

なお、入学辞退者に対する授業料、施設整備費については、平成18年の文部科学省通知に則り適正に処理をしている。（3月31日までに入学辞退した場合は、返還する旨を募集要項に明示している。）

7-4 特色ある取組み

7-4-① 学生の募集と受入れについて特色ある取組みを行っているか。

ア 独自の支援制度により、入学金の減免又は免除を行っている。（特待生支援、家族支援、有資格者支援、遠方者支援、指定校推薦支援）

イ 本学の各学科は、平成26年度から厚生労働省が新たに実施している「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の指定講座に、平成26年8月（はりきゅう学科・介護福祉学科）及び平成28年1月（柔道整復学科）指定を受けている。

ウ 4学科併設の特色を活かし、専門資格以外にも学べる学習システムを整備し+αの付加価値を持った専門者の育成に取り組んでいる。

（実施状況）

7-1-①学生募集を適切かつ効果的に行っているか。	A
7-2-①入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか。	
7-2-②入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に運用しているか。	
7-3-①経営内容に対応し、学納金を算定しているか。	
7-3-②入学辞退者に対し、授業料等について適切な取扱いを行っているか。	
7-4-①学生の募集と受入れについて特色ある取組みを行っているか。	

基準8 財務

8-1 財務基盤

8-1-① 学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。

8-1-② 学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか。

財政基盤の安定確保を最重要課題として予算編成・執行管理を行っているが、中長期的に安定して入学者を確保していくための計画・戦略を検討していく必要がある。

また、財政基盤の強化は必要不可欠であり、主要な財務数値に関する分析を行い、持続可能な学校運営に努める。

8-2 予算・収支計画

8-2-① 予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか。

教育活動収支及び資金収支の計画書を作成し、執行内容を月次実績表にまとめ、執行管理

している。また、理事会・評議員会において説明している。学園関係者から資料の開示を求められた場合は、閲覧できるようにしている。

8-3 監査・財務情報の公開

8-3-① 私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか。

財務諸表等の閲覧が求められた場合は、寄附行為に定めるところにより閲覧申出の趣旨に応じて対応することとしている。なお、ホームページ等で公開をしている。

8-4 特色ある取組み

8-4-① 財務運営について特色ある取組みを行っているか。

財務のより健全化を図るため、令和3年度からは、新たな公認会計士事務所に変更し、学校財務の精査を行った。

経営改善計画を策定して、職員一丸となって計画を着実に実施して経営改善を促進する。

(実施状況)

8-1-①学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか。	A
8-1-②学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか。	
8-2-①予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか。	
8-3-①私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか。	
8-4-①財務運営について特色ある取組みを行っているか。	

基準9 内部質保証

9-1 関係法令・設置基準等の遵守

9-1-① 法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか。

専門学校の教育に係る各種の法令・設置基準等に基づき適正な運営を行っている。本校は、教育基本法、学校教育法、私立学校法、専修学校設置基準を基本に、「あん摩マツサージ指圧師、はりきゅう師等に関する法律」「柔道整復師法」「社会福祉士及び介護福祉士法」等の関係法令を遵守している。

所管先等の窓口に対応する担当部署を明確にして、申請・報告・届出を行っている。

教職員に対しては、「勤務に関するガイドライン」を定め（平成25年9月1日制定）、規律の徹底・コンプライアンスの遵守についての啓蒙をしている。学生に対しては、年度当初のオリエンテーションで「学生便覧」を配布し、「学生生活での心得」など周知している。

9-1-② 職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか。

はりきゅう学科、柔道整復学科及び介護福祉学科の各学科は、職業に必要な実践的かつ専門的能力を育成するための「職業実践専門課程」に平成26年3月31日に文部科学大臣から認定を受け、関係業界団体と連携し、より実践的な職業教育と質の向上を図っている。

9-2 学校評価

9-2-① 自己点検評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか。

自己点検評価等実施要綱を定め実施することとしている。

また、平成27年度は、第三者評価の取組みとして、文部科学省受託事業「職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業」による第三者評価を受け、その結果が報告書にまとめられ公表された。(平成28年2月)

自己点検・評価を制度化された趣旨に則り取組んではいるが、適切に実施できる体制を整備するために更に改善し、整備していく必要がある。

「授業アンケート」の結果の所見、「授業内容・学生指導の自己点検評価」の所見及び「学校法人・専門学校の運営」の自己点検評価の状況・改善点・意見等示された内容から、授業内容・教材・教授技術等の改善に向けて努力している。

9-2-② 学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか。

平成25年度から本学の教育活動や学校運営について、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等の評価・公表し、組織的・継続的な改善を図るため、卒業生、関係業・団体、学校関係者、保護者、地域住民等の学校関係者による「学校関係者評価委員会」を編成し、「学校関係者評価検証報告書」をまとめ公表することとしている。

令和3年度は、令和元年度及び令和2年度に遡り、実施体制を再構築し、9月に第1回学校関係者評価委員会を実施。頂いたご意見から評価を行い公表に繋げた。

9-2-③ 学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか。

9-2-④ 学校評価に基づく改善活動は成果をあげているか。

自己点検評価等実施要綱に基づいて自己点検評価検討委員会を設置し、点検結果についての課題整理や改善方策を検討している。また、改善方策等は運営会議等に諮問し、活動に結びつけている。

教育活動の評価は、学生からの授業アンケート調査の結果と教員による「授業内容・学生指導の自己点検評価」について、学科ごとで話し合い、まとめられた点検評価事項を学校として検討しているが、今後も適正な評価とする仕組み等を検討していくこととする。

9-3 教育情報の公開

9-3-① 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。

学校の概要・各学科の教育課程・学校の財務・学校評価等をホームページへ掲載するなど積極的に公開している。

また、「高等教育の修学支援新制度」に係る機関要件で必須とされている、シラバスや財務諸表等及び教育活動に係る情報について、ホームページへ掲載することとしている。

(実施状況)

9-1-②職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか。	A
9-2-①自己点検評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか。	
9-2-②学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか。	
9-2-③学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか。	
9-2-④学校評価に基づく改善活動は成果をあげているか。	
9-3-①教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか。	

基準10 社会貢献・地域貢献

10-1 社会貢献・地域貢献

10-1-① 学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。

地元自治区の高齢者を対象とした健康に対する取組みに対し、講師を派遣して「介護予防

に資する体操」や「医療的知見に基づく健康法の紹介」等健康講座を開設している。

長野市専修学校各種専門学校協会が主催する「いきいき生涯学習」に積極的に参加し、学校の特性を生かした講座を実施し、地域住民の方々の健康維持の一助となる取組みを行っている。

10-2 ボランティア活動

10-2-① 学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動を支援しているか。

学生のボランティア活動の奨励・支援については、医療系の学科においては各競技団体からの依頼をはじめとしてトレーナー活動に積極的に参加している。

また、長野マラソン（車いすマラソン）のボランティアに参加し、介護福祉学科においては実習先からのボランティアの依頼などに積極的に参加するよう推奨している。

10-3 特色ある取組み

10-3-① 社会貢献・地域貢献について特色ある取組みを行っているか。

長野市専修学校各種専門学校協会が主催する「いきいき生涯学習」に参加し、「自宅でできる体操講座」や「ツボを使ったセルフケア講座」を開講している。

（実施状況）

10-1-①学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。	A
10-2-①学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動を支援しているか。	
10-3-①社会貢献・地域貢献について特色ある取組みを行っているか。	